

国立大学法人三重大学と松阪市との連携・協力に関する協定書

国立大学法人三重大学（以下「三重大学」という。）と松阪市は、相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三重大学と松阪市が包括的に密接な連携と協力を図ることにより、相互の発展に資することを目的とする。

（連携・協力分野）

第2条 三重大学と松阪市は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携、協力する。

- (1) 松阪市における行政施策の立案と推進に関すること
- (2) 松阪市の教育・歴史・文化・自然を活用した学術研究活動に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) 防災対策における相互協力と支援に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な分野での協力に関すること

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了2か月前までに、三重大学と松阪市のいずれからも改廃の申出がない場合には、自動的に更新するものとする。

（その他）

第4条 この協定に定める事項について、疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、協定書2通を作成し、両者が署名の上、各1通を保管する。

平成25年8月29日

国立大学法人三重大学
学長

（伊藤）
伊藤淳正

松阪市
松阪市長

（山中）
山中光茂